

○山陽小野田市議会委員会傍聴規程

平成17年4月11日

議会規程第2号

改正 平成24年3月30日議会規程第2号

令和元年10月1日議会規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市議会委員会条例（平成17年山陽小野田市条例第209号）第19条第3項の規定に基づき、山陽小野田市議会の委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 第1委員会室及び第2委員会室（以下「委員会室」という。）における傍聴人の定員は、一般傍聴席3人及び報道関係者席3人とする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、定員を変更することができる。

3 委員長が委員会室以外の会議室で会議をする必要があると認めたときの傍聴人の定員は、委員長がその都度決める。

(傍聴の手続)

第4条 委員会の傍聴に関する一切の手続は、必要としないものとする。

2 傍聴は、先着順とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ビラ、プラカード、旗、楽器等傍聴に必要でないと思われられる物品を持っている者

(4) 前3号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると思われられる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛にすること。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器の電源を切り、又は無音状態とすること。
- (7) 撮影又は録音をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなくてはならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月11日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日議会規程第 2 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 10 月 1 日議会規程第 3 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。